

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録 (2) (令和3年3定)			
日 時	令和3年 9月16日 (木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時07分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	川畑委員長、佐々木副委員長、松田・丸山・高橋(克幸)・松岩・中村(誠吾)・濱本・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育・医療業務担当各部長、保健所長 ほか関係理事者 (水道局長、産業港湾・港湾担当・病院局小樽市立病院事務各部長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した川畑です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願い申し上げます。

なお、副委員長には、佐々木委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、丸山委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。面野委員が中村誠吾委員に、高野委員が丸山委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党の順といたします。

自民党。

○山田委員

◎防災について

私からは最初に、防災に関連してお聞きいたします。

9月1日の小樽市総合防災訓練、本当にお疲れさまでした。そして今回、私の代表質問の中でも防災に関連して何点かお聞きしました。今回の訓練で、発災から2日、3日後の状況を想定した訓練も必要であると指摘されたということで御答弁をいただいております。

まず、この発災からこの2日目、3日目の状況を想定した訓練、分かる程度でよろしいのですが、その想定した状況や訓練についてお聞かせください。

○（総務）災害対策室長

まず今回は、発災から3時間から6時間後という想定をして訓練をさせていただきましたけれども、やはり2日目、3日目となりますと状況がどんどん変化していきますので、その状況の変化に応じて何が必要なのかという部分も含めて、いろいろな想定を考えて今後訓練を重ねていきたいというふうに考えております。

○山田委員

本当にこういう2日目、3日目になると、想定した以上にいろいろな事例が出てくるものと私も考えております。

では、この想定した訓練の中でも、本市は、やはり海に囲まれている部分もあると思います。この海に関連して今回行った訓練、何か課題があったのか、なかったのか。また、どのような訓練をされたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室長

今回の実動訓練に関しましては、今までやっていたように勝納ふ頭等の埠頭を使つての訓練ですので、これは大体、今までどおりの中身をやっているところでございます。

実動訓練につきましては、これまで順番に訓練をしてきていたのですが、今回いろいろと災害対策本部と連動するというので、現場を四つに分けて同時並行でやるという部分でしたので、少しその辺の違いはあったかというふうに思います。

○山田委員

今回のこの防災訓練ですが、一定の評価があった一方で、やはりこの情報を受ける本市の担当者の一本化が望ましいということを聞いています。もし、今後その一本化について、何か案があるのであれば、最後に少しお聞きしたいと思います。

○（総務）災害対策室長

今回の訓練につきましては、市など担当窓口を、関係部長や災害対策室の主幹などに分けてやっていたのですが、関係機関からは、やはり誰にどういう内容を伝えていいかというのが少し困惑するという御意見もございました。今後は、例えばですけれども、総括部に情報の集約を一本化するのですとか、その辺については今後検討を進めたいと思っております。

○山田委員

ぜひとも、迅速にそういう体制をつくるよう御努力をよろしくお願いいたします。

災害は、いつ、どんなところで起きるのか予測はつかないと言われていています。常時災害のことを考えめぐらせ準備していても、そのとき、その場所で起きれば、臨機応変に対処できることも限られてくると思います。そこで、いつもの暮らし方がもしものときに役立つという備え方があるとお聞きします。

では、この提唱された考え方、どのような状況を想定しているのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

今、委員から質問があったフェーズフリーについての考え方、想定している状況ということでお答えしますが、委員のおっしゃる、いつもともしも、言い換えれば日常と非日常、具体的に申しますと平常時と災害時という二つの段階や局面、これを二つのフェーズといますが、この境目となる壁をなくして考えるということでございまして、非常時のための備えではなく、いつもの暮らしをもしもの備えにしてしまう考え方ということで理解しています。

今までの防災というのは、日常とは分けまして、それにプラスして災害への備えを行うものであったものに対し、今回提唱されておりますフェーズフリーというものは、限りなく日常イコール災害への備えに近づけていくこと、言わば日常生活の延長線上で備えていくという考え方であると認識しております。

○山田委員

次に、この考え方については、山梨大学准教授で地域防災・マネジメント研究センターの構成メンバーである秦康範氏が「人間は経験していないことをイメージできず、イメージできないことに備えるのは難しい。これを想像の壁と呼んでいます。」と言っています。

では、この生活の中で、このフェーズフリーの考え方、実践例はありますか。実際に、バリアフリーの考え方とこのフェーズフリーの考え方がつながるとも聞いています。どのようなことにつながるのか。また、本市の参考となると思いますので、ぜひこの点についてお聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

日常生活の中でのフェーズフリーの実践例ということですが、例えばレトルト食品などの保存が利く食品をふだんから多めに買っておきまして、古くなった順から食べていって減った分を買い足すといったローリングストックという手法があります。このほか、例えば電気炊飯器を使わずに、ふだんからガスこんろで土鍋を使って御飯を炊くことに慣れておけば、停電時にあってもふだんと変わらず調理ができることや、自動車に関しては、大容量バッテリーを積んでACコンセントも装備している電気自動車やプラグインハイブリッド車を、ふだんとしては低燃費でCO2排出量を削減した乗用車として使っておきまして、災害時には一般家庭や避難所の電源供給手段として活用することなども挙げられると思います。

また、障害のある方や高齢の方などの障壁をなくすバリアフリーとフェーズフリーのつながりということにつき

ましては、バリアフリーのために道の段差をなくしたり、エレベーターなどを設置したりすることは、障害のある方だけではなく、そのほか多くの人の使いやすさということにもつながってきます。便利になってメリットを感じるといふ点でいえば、障害者も健常者も区別はなく、どちらにも価値のあることと言えます。

このフェーズフリーも同じような考え方で、災害が起きたときだけのために準備するのではなく、ふだんの暮らしにもメリットのある行動、備え方をすることで、区別なく、どちらの場合においても価値があって、結果として全体の生活の質が高まるのではないかといい言えまして、本市においても参考になるものと考えています。

○山田委員

本当にそういうことなのですね。ふだんの生活がそのまま災害に役立つ。例えば、先ほどレトルトパックのカレーの例を挙げますと、これは温めないといけないという状況ですけれども、現在温めなくても冷めたままでもおいしいカレーとか、水を入れるだけでできるおにぎりだとか、結構、従来よりも進んだそういうものが出てきているそうですので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

次に、内閣府によると日常生活における防災に関する意識や活動についての調査結果、これは2016年なのですが、やはり災害への備えが重要と考える人は88.7%、災害への備えに取り組んでいると答えた人は37.8%にとどまっていると聞きます。この結果についてどのように考えますか。

また、本市は辛うじて災害が少ないまちと呼ばれています。現在行われている防災意識の向上の取組、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

ほとんどの人が災害への備えが重要であると認識していながら、実際の行動に移しているのは半分以下であるという内閣府の調査結果についてですけれども、大規模な自然災害が各地で発生し、ふだんから私たち報道を見聞きしておりますが、個人としては自分の身の回りではめったに起こらない出来事でありまして、めったに起こらない非常時への対策費用が無駄なコストであると感じてしまう方が多いのではないかといい言われております。このことから、災害への備えをコストではなくて日常生活でも価値が生まれるように変えていくことが、これからの災害対策に求められていく可能性があるものと認識しているところです。

次に、本市における防災意識向上の取組についてですけれども、毎年、広報おたる9月号に防災特集記事を掲載しているほか、毎月、FMおたるの番組内での訓練放送におきまして、市職員による防災関連の話題を放送していること。また、町内会、小・中学校等への防災講話の講師の派遣や、自主防災組織結成への働きかけなどを行っているところです。

○山田委員

本当に全くそのとおりなのです。やはり災害が起きないとなかなか我々は動かないです。ましてや、そういう備えはうちもやはりしておりません。ですから、こういう考え方の下であれば、皆さん楽にこの災害に備えることもできると私は考えています。

こういうフェーズフリーの考え方はこの家庭以外にも幅広い分野に応用できると聞いています。例えば、徳島県鳴門市では、学校防災教育に導入した例や、企業の商品開発でより消費者に認知されやすい、そういう参考になるともいわれています。

そこで、本市の防災備蓄の今後の購入や市民の防災意識について、このフェーズフリーの考え方も参考になるかもしれません。見解をお聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

私たちの身の回りに存在する多くの製品やサービスがフェーズフリー化されまして、平常時の商品やサービスが非常時の災害発生時にも適用されたり、逆に非常時用のものを日常の生活にも使うといった、こういった垣根がなくなることで、例えば避難所に来られる方が個人でお持ちになる非常用持ち出し品が充実することにもつながりま

すので、避難所備蓄品を大量に用意することにとらわれ過ぎずに、費用対効果の高い備えができるのではないかと
いうふうに考えています。

また、フェーズフリー化がどんどん進んでいきますと、行く行くはふだんの日常生活そのものが自然と災害に強
くなっていくこと、さらには、私たちにとって安心な暮らしを実現することになるものではないかと期待されます
ので、市といたしましてもこの仕組みを意識してできることから取り入れまして、今後の災害対策の整備について
図ってまいりたいと考えております。

○山田委員

ぜひ、よろしく願いいたします。

この項最後に、国土交通省が普及を目指すという住民1人ずつの防災行動計画があります。では、この取組をお
聞かせの上、最近新たな動きが出てきているとも聞いています。状況をお聞かせください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

住民1人ずつの防災行動計画、マイ・タイムラインと申しますが、国土交通省が普及を目指すマイ・タイムライ
ンは住民一人一人の行動計画でありまして、例えば台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇するとき
に自分自身が取べき行動を時系列で整理いたしまして、自ら考え避難行動の一助とするものであります。

最近の動きということですが、このマイ・タイムラインをスマートフォンのアプリで作成するということが
最近報道されております。本市も災害協定を締結しております株式会社ヤフーが提供しております「Yahoo!防災
速報」におきまして、新機能として防災タイムラインが追加されています。これは御自分の自宅や周辺環境、世帯
構成などを入力しておきまして、大雨などの災害警戒時に個人個人に合った防災行動をスマートフォンで確認でき
るものとなっております、本市としても有効な防災ツールの一つであると考えております。

○山田委員

ぜひとも、災害に強いまち、また、災害に対応できる、そういう市民の意識の醸成、やはりその辺を今後ともよ
ろしく願いいたします。

◎文部科学省の「21世紀出生児縦断調査」について

それでは、質問を変えます。

代表質問では、このコロナ禍の教育についていろいろとお聞きしました。この中では、文化・運動など課外活動、
また、部活動や奉仕活動いろいろお聞きいたしました。

このたび、文部科学省では21世紀出生児縦断調査の調査結果を公表したとお聞きしました。この調査の概要をお
聞かせください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

本調査につきましては、国や道からの通知がないため調べてみたところ、平成13年に生まれた子供と保護者の計
2万人以上を対象に厚生労働省と文部科学省が毎年1回追跡調査してきたものでございます。文部科学省は子供が
12歳の平成25年に行った調査で、自然、社会、文化的な体験の回数を尋ねたことに着目し、17歳になった平成30年
の調査で尋ねた自尊感情の回答状況を重ね合わせた分析ということになっております。

○山田委員

なかなかそれだけ聞いても分からないので、まずその自尊感情というものはどういうものかをお聞きしてよろし
いですか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

児童・生徒が自分自身につきまして、自分はできる、自分には可能性がある、という自分がこれから将来に
向けて意欲的に活動していく、取り組んでいくというような、そういう感情でございます。

○山田委員

なぜ、現在こういうような調査の結果を発表したのか、分かる範囲で少しお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室長

なぜかという部分につきましては、この調査自体がこちらに来ているものではございませんので、あくまでも想像の域でお答えしますと、全国学力・学習状況調査の児童質問紙調査でもコロナ禍におけるその不安の項目があったりだとか、そういうところで今回のものがそれに関連して、どういう影響が出てきたのかというようなところで、この調査が出てきたのではないかと考えております。

○山田委員

私もちらりとしか聞いていませんが、要はこういう長期の調査、小学生から高校生にかけてのこういう長い年月をかけた調査は初めてだと聞いています。こういう長期調査の中で、どのような調査をしたかということ、幼少期からのそういう課外活動、文化活動、芸術活動を通して、子供たちにどのような心の状況が生まれるのか、どのような子供たちに育つのかだと私は思っています。ですから、まだまだこの調査の項目が続くと思いますが、ぜひ代表質問でも言いました、吹奏楽部のそういうような大会もやり方次第ではやれるのかと思っていますので、引き続きこれについても少し調べていただきたいと思います。

◎コロナ禍の授業の進捗について

次に、今回の学力・学習状況調査で、「新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、勉強について不安を感じましたか」という質問に半数以上の生徒が当てはまると回答したと聞いています。日本大学文理学部の高橋智教授や金沢大学の田部絢子准教授らのグループ調査によると、コロナ禍の中で調査した結果、「授業の内容が難しすぎると思う」が約5割、「授業の進み方が早すぎて、内容がわからない」が約4割、「学校の宿題や課題が多くなり負担が増えたように感じる」が約3割と、13都道府県1,396人から回答があり、まだ調査中と聞いております。

そこで、本市の児童・生徒の授業について、コロナ禍の影響で遅れていると聞いていましたが、現時点では予定どおりでしょうか。その点についてお答えください。よろしくお願いします。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

本市の小・中学校における授業の進捗につきまして、学級閉鎖や学校閉鎖になった学校につきましては、授業時数を回復するため平日5時間授業を6時間授業にしたり、夏季休業を3日間程度短縮して授業を行い学習を進めているところでございます。

市内全体といたしましては、おおむね予定どおり進んでいるところでございます。

○山田委員

また、この調査の中で、新型コロナウイルス感染症の流行を経験して学校生活の感想を聞いています。「とても満足している」、「まあ満足している」が、学校の行事については42%、友達との関係は77%と聞いています。そこで、コロナ対策では、授業の進捗が遅れて困るなど、大人の視点で考えがちとされています。この子供の実態を調べて対応する必要があると聞きます。

そこで、学校行事など保護者や学校評議員たちからアンケートを取る機会もあると思います。ぜひ、そのような機会を利用して対応をお願いしたいと思います。見解をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

運動会、文化祭など学校行事等の対応につきましては、実施する際には学年ごとに分散したり、競技種目や発表する内容などを縮小したりするなど、実施方法や内容などを工夫し、感染症対策を十分に講じた上で実施しているところでございます。

○山田委員

子供たちの学習も大事ですが、子供たちのそういうような考え方、また、どういうふうに思っているのかを知る機会も必要と思いますので、ぜひ続けてお願いいたします。

◎学校給食について

それでは質問を変えて、コロナ禍の中で神奈川県厚木市や埼玉県戸田市が学校給食のメニューでパンと牛乳などに絞った簡易給食を取り入れる動きが相次いでいるとお聞きしています。そこで、文部科学省が学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルも出されています。この中で、文部科学省が配膳の方法や給食の内容、品数についてどのように示しているのかお聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの中には、コロナ禍において学校給食を実施するに当たっては、文部科学省の学校給食衛生管理基準に基づいた調理作業や配食等を行うことを改めて徹底することとされております。給食の配膳を行う児童・生徒、教職員は、下痢・発熱などの健康状態や衛生的な服装をしているか、手指を確実に洗浄したかなど、毎日点検することとされております。

緊急事態宣言下のような状況におきましては、品数の少ない献立を提供することや、配膳を伴わない簡易な給食、パン、牛乳等の提供でございますが、そのような提供をすることも考えられるとしており、地域の感染状況などに応じて柔軟に対応することとされております。

○山田委員

それでは最後に、このコロナ禍の中で戸田市は9月1日、学校の授業時間を短縮し、3日から簡易給食に変更したと聞きます。しかし、保護者からは、量が足りない、虐待ではないかといった電話やメールが80件ほど届いたと聞きます。福島県いわき市では、パンや牛乳のほかに調理された温かいおかず1品を提供したとも聞きます。本市では文部科学省の基準にのっとり、学校給食摂取基準どおりに通常給食を提供していると思います。

そこで、このコロナ禍の期間中、本市の学校給食の提供状況をお聞かせください。

あわせて、今回、山の手小学校で2学級が学級閉鎖となりました。2学級を閉鎖した食品ロスの影響について、例えば次週に回すとか他のメニューに利用するとか、そういった影響についてもお聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

コロナ禍における本市の学校給食の提供状況でございますが、本市におきましては、昨年5月の全校一斉休校の後、国の基準及び道教委の通知に基づきまして、5月25日から29日まで実施いたしました分散登校の際には、パンと牛乳の簡易給食を、学校再開後の6月には、教職員による給食準備作業を短縮するために工夫した献立をそれぞれ提供し、令和2年7月からは感染対策を講じた上で通常の献立を現在まで提供しているものでございます。

次に、今回の山の手小学校の学級閉鎖における食材の取扱いについてでございますが、インフルエンザ等による学級閉鎖と同様に、キャンセル可能なものについてはキャンセルの対応をいたしました。また、一部使えるものにつきましては、後日の給食に回すこともしております。また、製造してしまったパン及び麺、これは曜日の関係になるのですが、それぞれ1回分については、衛生管理の面から持ち帰ることができませんので、給食センターで買取りの上、センターにおいて廃棄処分したものでございます。

○松岩委員

◎高島と豊井の市道管理について

まず、私からは1点、高島と豊井の市道管理について、昨日行った一般質問から質問をいたします。

まず一つ目が、高島と豊井の市道上でバーベキューなどが行われている状況、それから不法投棄について伺いましたけれども、高島が平成16年度から、豊井が22年度から確認をしており、バーベキューについては、豊井におい

て令和元年度から把握していて、高島については16年度以降、不法投棄の通報を受け清掃を実施しているということですが、まずこの清掃についてはどのような頻度、内容、やり方、方法で、あと、予算などはどのぐらいかかっているのかというのをまず伺います。

○（建設）維持課長

御質問のありました豊井と高島の、まず道路管理者による清掃の頻度につきましては、御要望があった場合につきまして、その都度、清掃を実施している状況でございます。

また、予算につきましては、通常道路の維持作業を行っております直営班で実施をしており、正確な金額についてはお示しできませんが、おおむね5人工で1時間程度の作業をしているという状況でございます。

○（生活環境）清掃事業所長

清掃事業所においても不法投棄の回収を行っております、委員が御指摘の場所、ピンポイントの回数は個別にお答えできないのですが、この地域で言いますと、通報または通常のパトロールにおきまして今年度は33回回っております、うち28回の回収をしてきております。市内全域で対応しておりますので、個別の予算についてはお示しできないものです。

○松岩委員

建設部のお答えは5人で1時間ぐらいの作業をやっているということですよね。

清掃事業所は個別の地域では回数が分からないということなのです。所長が今おっしゃっていただいた地域、高島だったら山でも不法投棄とかがあるのですけれども、どのぐらいの範囲を指していますか。

○（生活環境）清掃事業所長

地区につきましては、豊井の浜の周辺と、あともう1か所、高島3丁目の行き止まりのほうも含めたあの辺りの地域ということでのカウントとなります。

○松岩委員

そしたら、今の答弁だったら、そこの市道のところのことだけを言っているということなのですか。それとも高島とか豊井という地名とか地域の名前で言っているのですか。

○（生活環境）清掃事業所長

祝津・高島地区もいろいろ場所によって分かれているところもあるのですが、今回お答えさせていただいた分については、高島3丁目の海岸のほうの道路、それから、豊井浜の周辺部分の道路とその周囲ということでお答えいたしました。

○松岩委員

それは要するに、今回、私が一般質問で取り上げた市道に関する部分という理解でいいのですか。

○（生活環境）清掃事業所長

今回御指摘いただいた分と、ほぼ同じ場所ということで考えております。

○松岩委員

確認ですけれども、それが昨年33回あったのですか。33回行かれて28回拾ってきたということなのですか。

○（生活環境）清掃事業所長

回数につきましては、今年度行った回数で、今年度は通報で33回現地に行きまして、うち28回不法投棄などの回収を行ったということでございます。

○松岩委員

冬期間、雪があることを想定すると、恐らく半年ぐらいの間に33回出動されて28回ということなので、週に1回ぐらいごみを拾っていただいているという計算ですか。いずれにしても非常に不法投棄が多いということなのです。

さらに、直営でやられているので予算という形では示せないということなのですが、人件費はただではないです

から、それを逆算すると恐らく数万円、数十万円という金額が積算できるのかと思っております。当たり前ですが、不法投棄がされているから拾わないわけにもいかないで拾うのですけれども、そうしたら、また拾ってくれるから捨てていくという、本当に日本中どこにでもある悪循環が身近に起きているということです。次の質問に行きます。

豊井については、平成22年7月に一定期間市道の通行止めをしてほしいという要望があつて、地権者と協議したけれども、そのときは同意を得られなかったために実施できなかったということなのですが、私有地とはいっても建物があつたり日常的に往来するようなどころではないので、市道管理者として簡易な柵をつけるというような対応をそのときにできなかったのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

通行止めを行うために柵の設置を行います。通行止めに影響する地権者の同意が得られませんでしたので柵の設置はしなかったものでございます。

○松岩委員

では、市としては、不法投棄が何十回もあるというのが毎年続いていることよりも、通行止めにするのがよくなかったというか、それをてんびんにかけた結果、通行止めにしなかったということですよ。違うのかな。変なこと言っていますか、私。

○（建設）用地管理課長

不法投棄の観点からというよりも、通行止めにするということは、その道路に接している土地を使う方に影響を及ぼしますので、その土地の方の了解を得られなかった時点で通行止めは難しいものと考えております。

○松岩委員

過去のことなので、もうやめます。

令和元年10月に豊井周辺の住民からまた要望が出されて、令和2年4月に道路上で交通に支障を及ぼすおそれのある行為を禁止する旨を記載した看板を設置されたということなのですが、この効果を市ではどのように受け止めていますか。

○（建設）維持課長

看板の設置につきましてですけれども、当初住民の方から、独自に設置された看板があつてその効果が一定程度あるとのことで、市にも設置してほしいという御要望をいただいたもので設置をしたものでございますが、今、委員御指摘のとおり、現状を踏まえすと効果はあまり現れてはいなかったのではないかというふうには考えているところでございます。

○松岩委員

ちょうど1年前の9月の第3回定例会で市営墓地のごみ捨てのことを私は取り上げたのですが、そのときもいろいろな墓地で看板の下にごみが捨てられている状況があつて、一定の抑止はあるのだろうけれども根本の解決にはなっていないというのが、ごみと看板の関係なのかと思っております。

それから、警察の関連ですけれども、今年4件の通報があつて、いずれもすぐに出動して指導等を行ったということなのですが、その情報を警察と市で連携・共有して対策に生かすなどということはこれまでであったのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

警察からは1件通報があつた旨の情報提供はありましたけれども、そのほかについては具体的な情報提供等はありませんでした。

○松岩委員

それから、今回の一般質問で、地権者と交渉して道路を通行止めにするというような方向で市も考えていただい

ているということなのですけれども、近隣の住民の方々は大変不安に思っていたり迷惑に感じているので、本当に早急に対応していただきたいと思うのですが、通行止めを実施する上での課題については、その地権者の同意というのをすぐ本市は重んじているようなのですが、その地権者との交渉状況について、同意を得るために本市は今後どのような交渉を行っていかうと考えていますか。

○（建設）用地管理課長

通行止めを行った場合に接道している土地に影響がございますので、付近の住民の方々不安を抱えていることなどを説明して、通行止めを行うことに対し理解を得られるよう、地権者の方とは交渉してまいりたいと考えております。

また、その地権者の同意が得られた後に、付近の住人の方々にも意見を伺ってまいりたいというふうにご考えてございます。

○松岩委員

地権者の方がいるのは、豊井だけなのです。地権者といっても土地を持っているだけで何か建物があるとか施設があるわけではないのですが、高島側については私有地が存在していないので、今すぐにも通行止めを実施することが可能な状況にあるのですけれども、それについてはどのように考えていますか。

○（建設）維持課長

高島側につきましては、委員御指摘のとおり通行止めが、ある程度可能であろうというふうには考えているところではございますけれども、繰り返しになりますが、付近の住民の方々の御意見を聞いた上で、できるだけ速やかに対応等を検討してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

○松岩委員

一応、確認ですけれども、付近の住民はどのぐらいまでの方を想定されていますか。

○（建設）用地管理課長

高島側につきましては、柵を設置する場所の付近の方と、あと高島の町内会の方に説明してまいりたいというふうにご考えてございます。

○松岩委員

高島のその市道付近の方と町内会の方というと、高島に住んでいる人全員ということになるのですか。どういうふうな形で確認を取るのですか。

○（建設）用地管理課長

失礼しました。高島町会の方というのは、高島の町内会長のことを指しております。

○松岩委員

ひとまずそういう方向で動いていただけるということで、地元でも基本的にそれについて明確に反対意見を言っている方を今のところ私は確認はしていないので恐らく円滑にいくとは思いますが、今年はまだ大分シーズンもオフなのでそういう人たちもあまり来ないかなとは思いますが、ぜひ来年度以降、暖かくなってくると本当に毎年大変なことになっていまして、何とか早急に対応していただきますようによろしく申し上げます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

◎盛土に関する法及び基準の確認について

第1項目めの質問です。盛土に関する法及び基準の確認についてお聞きします。

まず御存じのとおり、梅雨前線による大雨に伴い、過ぐる令和3年7月3日10時30分頃に静岡県熱海市伊豆山の逢初川で土石流が発生しました。このことは報道で大きく取り上げられましたし、今もあの惨状の画面が目に焼き付いています。亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、崖地、傾斜地を多く有する本市においても他人事ではないなと痛感しました。また、市の理事者の方々におかれても、災害担当、宅地担当、道路担当など、それぞれのポジションで考えさせられる点もあったのではと考えるものです。そこで、国の調査や制度設計などの新たな動きも今後本格的になると思いますので、地元の情報の、自らの情報の把握も含めて、今後、本市としての検討が必要になると思います。

また、これも過ぐる9月3日に、覚えていますよね、3年前の北海道胆振東部地震の教訓として、北海道新聞の朝刊の第一面に「盛り土未調査 22市町村 地滑り懸念 道内の大規模造成地」という大きな見出しで報道されたわけです。私は、これまで小樽市の防災関連について質問をしてきております。平成29年第2回定例会、30年第3回定例会の建設常任委員会において、大規模盛土造成地についてや大規模盛土造成地と液状化マップについての質問をしてきました。この質問は、小樽市の防災にとって非常に重要であり、災害に対しての準備を万全に期していくことをお願いするためのものでありました。

そこで、今回の静岡県熱海市で発生した土石流が、小樽市でも発生する要因はないのかを含めて質問をさせていただきます。

今回の土石流は、検証途中と聞いておりますが、実は人災との報道があります。違法な盛土を行っていたのではないかということなのです。そこで、まず最初の質問ですけれども、小樽市内で盛土を行う場合に、宅地造成等規制法施行令ではどのような基準で申請が必要になりますか。

○（建設）水上主幹

申請が必要な場合とは、盛土で高さ1メートル、切土で高さ2メートル、切盛土を同時に行う場合は全体で高さ2メートルを超えて新しく30度を超えるのり面ができる場合や、切盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるものであります。

○中村（誠吾）委員

この宅地造成等規制法というのは小樽市域の全てに適用されるのですか。

○（建設）水上主幹

小樽市内における宅地造成工事規制区域は全市域ではなく、市域全体の約54%を占めております。

○中村（誠吾）委員

それでは、区域内の申請は必要ないのですか。

○（建設）水上主幹

必要ございません。

○中村（誠吾）委員

それでは、申請が必要ない規模でも切り盛りが行われている箇所があると思うのです。これは、宅地造成等規制法の適用外という認識でいいのですか。

○（建設）水上主幹

委員の認識のとおり、申請の適用外でございます。

○中村（誠吾）委員

それでは、その基準内であれば申請をしなくても残土を盛ったり、仮置きすることが可能ということなのですね。

○（建設）水上主幹

宅地造成等規制法としては問題ありません。

また、仮置きについては申請対象外ではありますが、基準を超える造成については協議しております。

○中村（誠吾）委員

それでは、小樽市では、その基準内で作業していることを現地確認していますか。

○（建設）水上主幹

申請または許可の対象となっているものは現地確認しておりますが、申請適用外のものについては、市民からの通報やパトロール等により現地確認しております。

○中村（誠吾）委員

この静岡県熱海市の盛土では、土砂以外のものが含まれていたと報じられています。また、必要な排水施設が設置されてない、及び許可以外の残土が運び込まれていたとの報道がなされているのです。

それで、小樽市では、宅地造成等規制法及び都市計画法に基づく開発行為で、検査はどのようにして行っているのですか。

○（建設）水上主幹

造成された宅地が申請どおり行われているのか、出来形を確認する検査を行います。

○中村（誠吾）委員

もちろんこう聞かなければならないのですが、それでは、その検査で許可内容と違うことが行われていた場合は、どのような対応を取るようになりますか。

○（建設）水上主幹

是正を促します。是正されなければ完了の検査済証が発行されず、使用ができないこととなります。

○中村（誠吾）委員

今答えたのでしょうけれども、少し分からなくて。静岡県熱海市の盛土では、業者が指導に従わなかったとの報道があったのです。今、主幹が答えたのかもしれないけれども、是正されなかった場合はどうするのですか。

○（建設）水上主幹

災害を防止するために必要な措置を勧告または命令することができ、従わない場合は懲役刑や罰金刑になる場合もございます。

○中村（誠吾）委員

それでは、私は技術的なことは分からないのですが、単純に残土といっても、実のところ粘土とか、砂とか、いろいろな土質があると思うのです。

それで、どんな土質でも、盛土をして大丈夫だとして許可されているのですか。

○（建設）水上主幹

盛土材料として適さない腐植土などは、使用できないこととしております。

○中村（誠吾）委員

それで、この項の最後だけでも、小樽市では、盛土に異物が混入または必要な排水施設の設置、計画以上の盛土は検査しているから同様の案件は起こらないと言えますか。

○（建設）水上主幹

市で許可している案件については、法令に基づき検査を行っているため、問題はないものと認識しております。

○中村（誠吾）委員

ここまで盛土について質問させていただいたわけなのですが、この小樽市の場合でいけば、盛土は全て規制されているというか、法律で縛られていると思っていたのです。簡単にそう思っていたのですが、今の答弁では、規制できない場所もあるし、全てを規制できるわけではないという答弁をいただいたと理解します。まずは盛土についてこれで質問は終わります。

◎大規模盛土造成地マップについて

次に、2項目めなのだけでも、一連の話なのです。

大規模盛土造成地マップは私、建設常任委員会で聞いてきたので聞きますけれども、令和2年第1回定例会の建設常任委員会で、大規模盛土造成地マップの公表について報告がありました。そして、小樽市のホームページでは図面が公表されて、小樽市内では谷埋め型が47か所あるとの報告がなされたのです。

再度確認いたします。大規模盛土造成地は、どのような経緯で調査を行うことになったのでしょうか、お示ください。

○（建設）水上主幹

近年、全国的に大地震が発生した際、谷や沢を埋めた造成宅地や傾斜地盤上に腹付けした造成宅地において、崖崩れまたは土砂の流出による災害が生じたことから、このような大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模な盛土造成地について調査することとなったものであります。

○中村（誠吾）委員

それで、技術的な話を全部聞いても私は分からないところがあるのだけれども、ざっくりとです。大規模盛土造成地とは、具体的にどのような構造または規模の場所が該当するのでしょうか。

○（建設）水上主幹

盛土造成地のうち、谷埋め型とは、谷や沢を埋めた盛土の面積が3,000平方メートル以上の宅地であり、また、腹付け型とは、造成前の地盤の角度が20度以上でかつ盛土の高さが5メートル以上の宅地であります。

○中村（誠吾）委員

だんだん思い出してきました。

それで、小樽市のホームページにある「宅地防災に関するホームページリンク先」で、「国土交通省宅地防災」のリンク先を閲覧していくと、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策」、流れて崩れていくということなのですが示されているのです。

それで、今回はその変動予測、変わっていく、ずれていくとかいろいろなことなのです。変動予測調査の第一次スクリーニングを実施したものと報告を受けています。これは、どのような調査を行うものだったのか、お示ください。

○（建設）水上主幹

造成前と造成後の地形図や空中写真を重ね合わせ、その標高差より大規模盛土造成地を抽出しているものであります。

○中村（誠吾）委員

この変動予測調査には国の支援制度があります。それで、地方公共団体が行う費用の3分の1を支援することが記載されていました。

今回、小樽市域の調査は国が行ったとの報告がありましたが、そこで、どのような経緯で国が調査を行うことになったのか、再度お知らせください。

○（建設）水上主幹

平成30年9月に発生しました北海道胆振東部地震によって、多くの宅地被害が大規模盛土造成地で発生したこと

から、国が緊急対策としてマップを作成していない市町村に対し、調査を行うこととなりました。

○中村（誠吾）委員

その調査結果の図面を見ると、こういうふうには書いているのです。「このマップは、大規模盛土造成地のおおよその位置及び種類を示したものです。マップに示されている位置が必ずしも」、ここが大事ですね、「地震時に被害が発生して危険というわけではありません。」としっかり書かれています。そうすると、この資料に基づいて、さらなる調査を行わなければ、私の考えでは、何の意味もないものになってしまうのではないかと懸念しているのです。

それで質問ですけれども、この調査結果を踏まえて、今後は何を行わなければならないのかお聞かせください。

○（建設）水上主幹

47か所の大規模盛土造成地について、今後、詳細な調査を行うに当たり、どの造成地から行うかを定めるため、現地調査などにより優先度を評価する第二次スクリーニング計画の策定が必要になります。

○中村（誠吾）委員

この項最後になるのだけれども、計画を持たなければならないとすると、どうしても聞きたくなるのだけれども、この小樽市での今後のスケジュールをどのように考えているのか、お聞かせください。

○（建設）水上主幹

令和4年度に第二次スクリーニング計画を作成する予定であります。その結果に応じて、地盤調査や対策工事を検討しなければならないものと考えております。

○中村（誠吾）委員

◎土砂災害警戒区域について

それで不安になってくるのが、私には、この谷埋め型の47か所が、静岡県熱海市の土石流と重なって見えてくるのです。それはあなたの考えすぎではないかと言われると困るのだけれども、大規模盛土造成地は、地震時の安全性に対しての調査であって、今回の大雨の影響とは違うし、しかし、複合型の災害も確かにあると思うのです。造成が安全かどうかは、今後の調査結果であると言っているようにしか聞こえないのです。ただ、決してここで誤解していただきたくないのは、私は造成が違法であると言っているわけではないですからね。それだけは勘違いしないでください。

それで質問なのです。今確認しておきたいのは、土砂災害警戒区域との関係であって、土石流などの発生する可能性がある区域と、この谷埋め型47か所で重なっている箇所はあるのですか。

○（建設）水上主幹

大規模盛土造成地の47か所中5か所が重なっております。

○中村（誠吾）委員

それでは、この土砂災害警戒区域は指定されていますか。

○（建設）水上主幹

現在のところ指定されておられません。

○中村（誠吾）委員

指定されていないという回答でした。されていなければ、それでは、ソフト対策のハザードマップも公表されていないことになるのです。

ですから、何を言うかという、避難計画なのです。住民は避難が必要な場所との認識に影響が出てくるのではないですか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

大規模盛土造成地に居住している住民につきましては、現時点では土砂災害ハザードマップ作成の対象とはなら

ないため、災害時に避難が必要な場所との認識が希薄となるおそれがありますので、今後におきましては、災害リスクが想定される箇所の居住者に対して、説明の必要が生じてくるものと考えております。

○中村（誠吾）委員

ほっとしました。説明責任を果たしていかなければならないということは、市民の命を守っていく、行政も私たちも含めて、どうしてもこれは優先事項ですので、まずは答弁が正しいと思います。

最後に、私は、早期に大規模盛土造成地のこの計画を次に進ませること、及び土砂災害警戒区域指定を行うことを要望します。御意見があればお願いします。

○（建設）水上主幹

令和4年度に第二次スクリーニング計画を作成する予定であり、優先度評価によって、今後の進まなければならない方向が示されると考えております。

また、土砂災害警戒区域の指定につきましては、早急に指定できるよう北海道と共に鋭意努力しているところであります。

○中村（誠吾）委員

◎補助金、負担金、交付金について

それでは、最後の項目に入ります。

補助金、負担金、交付金についてなのです。

このコロナ禍において、社会が急激に変化して、様々な部分にゆがみや痛みが生じていますよね。特に、今回のような社会変化によって痛みが大きくて、様々な補助金や給付金が注目されているのです。補助金や給付金があることで、コロナ禍の中でも事業が継続できている、よかったという声もちろん聞きますし、逆に言うと補助金がこれほど注目されている時期はなかなかないかと思います。ただ、こんな時代だからこそ補助金をしっかりと運用していかなければならないでしょうし、社会の変化やニーズにしっかりと対応して補助金を伴う施策を実行していく必要があると、当たり前のように思っています。

そこで質問ですけれども、補助金、負担金、交付金については、言わずながら三つともこれは原資は税金です。費用対効果というものを常に意識しなければならないと考えているのですけれども、それぞれの補助金、負担金、交付金について、費用対効果に対してはどのようなチェックを行っていますか。

○（財政）尾作主幹

補助金等の費用対効果のチェック方法につきましては、毎年度の予算計上に当たりまして、原部からの実績報告が予算関係資料として財政部に提出がありますので、その中で費用対効果の確認をしております。

○中村（誠吾）委員

それでは二つ目、補助金を例にとると、補助金の全体を俯瞰して、どの分野に補助金を何%支出しているかは把握していますか。例えば、経済関係は何%を占めているとか、福祉関係は何%とかは考えられますか。

○（財政）尾作主幹

補助金の全体事業費や分野別の事業費や割合の把握につきましては、経済関係、福祉関係という区分では整理しておりませんが、予算説明書の性質別経費内訳調というページを御覧いただきますと、民生費や商工費などの款という目的に沿った金額を整理しておりますので、割合をそこで把握することもできます。

なお、決算におきましては、決算説明書で金額を把握できるほか、事務執行状況説明書に当該年度の補助金及び交付金の事業名及び金額等を掲載して整理しているところになっています。

○中村（誠吾）委員

そこまで読み切れなくて、すみません。

それで、少し失礼な言い方かもしれませんが、私が担当課の職員なら、まずは従来どおりのやり方で補助をしまし

ようと考えています、私だったらね。それで、市役所の基本は、何と言おうと前例踏襲なのです。その中で、なかなか思い切った決断はできないものなのだけれども、現在の財政状況なら、補助金といえども、迅速にスクラップ・アンド・ビルドをしていかないと、このコロナ禍の中での社会の変化に対応できないと思います。

それで、担当課に具体的にこの補助金は廃止しろとか、財政部局や市長が指示することはありますか。

○（財政）尾作主幹

財政部や市長などから、いきなりこの補助金は廃止しろと指示することはございませんが、補助金に限らず社会情勢の変化等を勘案し、財政部で見直しが必要ではないかと考える事務事業につきましては、予算編成の前に新年度予算に向けた見直し項目として、提示して検討を促すことは行っております。

また、予算編成に当たりまして、各部に通知している基本的事項の中では、補助金、交付金については、平成27年度に策定しました補助金等の見直しに関する指針の考え方を踏まえ、必要性や対象経費を精査するように指示しており、財政部において見直しの検討を促す以外にも、各部各課において見直しの検討を例年行っています。

○中村（誠吾）委員

予算議論の中でチェックを行っているということはもちろんなのだと思うのだけれども、なかなかこの時間の限られた予算議論の中でチェックというのは、全部行き届くとは思えないところなのです。

それで、少し失礼かもしれないけれども、基本的には担当課と財政部とのやり取り任せということになるのだけれども、市役所全体として、予算議論とは別に、補助金、負担金、交付金の優先順位をつけられるような仕組みづくりが今必要になってくるのではないかと思うのですが、どうですか。

○（財政）尾作主幹

補助金、負担金、交付金の優先順位をつけられるような仕組みづくりにつきましては、補助金、負担金、交付金の支出理由がそれぞれ異なる中で、その事業の優先順位をつけることは難しいものと考えております。

一方で、漫然と支出するのではなく、年数の経過に伴う社会情勢等の変化により内容の見直しは必要と考えておりますことから、本市におきましては、補助金等の見直しに関する指針の考え方に沿って定期的な検証を行ってまいりますと考えております。

○中村（誠吾）委員

ここである市の取組を、基に質問させてもらうのだけれども、愛知県の豊田市です。豊田市では、内部組織である補助金等適正化委員会において、各事業を3年ごとに完全に評価を行うのです。それで、より一層の適正化を目指して、市民の皆さんへの説明責任とさらなる透明性を確保するために、市の交付ルールと、それぞれの補助金等について目的や対象者、補助金等の金額のほか、事業の公益性や成果、それを踏まえた評価結果を公表しているのです。小樽市もできませんか。

○（財政）尾作主幹

補助金の評価手法につきましては、現在、本市におきましては、結果の公表は行っておりませんが、補助金等の見直しに関する指針において、補助対象経費や見直しの視点等を整理し、おおむね3年ごとに検証を行っているところであります。

○中村（誠吾）委員

豊田市では、これを読んだら当たり前のことなのだろうけれども、公益性の原則、妥当性の原則、補完性の原則、公平性の原則、最後に透明性の原則を掲げています。もちろんこれらは、どこにおいても普遍的なものですから、小樽市がこれらから外れているなどと私は言っているわけではないのですよ。でも、小樽市は、現在これらの原則をどのようにチェック、補完していますか。

○（財政）尾作主幹

豊田市のような補助を行う際の原則のチェックにつきましては、本市の補助金等の見直しに関する指針に沿いま

して、公益性、必要性、妥当性、有効性の四つの視点から行うこととしております。

○中村（誠吾）委員

最後に一括して聞きます。

透明性の原則では、具体的なチェック項目として、補助金の概要、要綱がホームページ等に掲載されているのか、それを豊田市はチェックしているのです。

それで、小樽市の実態と、最後にこの全ての補助金の要綱について、今後ホームページに公開していく予定はありますか。

○（財政）尾作主幹

本市の現状として、補助金の概要や要綱などにつきましては、各部各課で必要に応じて市のホームページですとか、広報おたる等により周知しておりますが、状況を一元的にチェックはしていない状況です。

また、補助金の要綱についてのホームページの公開予定につきましては、現時点では一律の掲載というのは考えておりませんが、要綱の掲載を含めまして、市民等の皆さんに補助金を知っていただき、その活用しやすい環境づくりや工夫につきましては、将来的に考えていく必要があると考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時45分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

その前に、先ほどもお願いしていましたが、質問者の時間制限はありますが、答弁する時間は制限しておりませんので、質問者に伝わるようにお話ししていただければ助かります。

共産党に移します。

○丸山委員

◎小樽市男女共同参画推進講演会について

まず、一つ目、男女共同参画推進講演会についてお聞きします。

10月16日に行われる予定ということで募集が始まっておりますが、今回のテーマにした経緯と開催方法をお答えください。

○（生活環境）男女共同参画課長

毎年、講演会のテーマは、市と共に主催する小樽市男女共同参画推進協議会で決めており、その中でジェンダーギャップ指数の話題になりまして、改めてジェンダー平等の基本的な考えをテーマにしようとなったものです。

開催の内容につきましては、開催日は令和3年10月16日土曜日、午後1時30分から。会場は、小樽経済センタービル4階ホール、定員は48名で開催する予定になっております。

○丸山委員

申込人数なのですけれども、過去5年間の推移をお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

参加人数の推移ですが、平成28年度は112名、29年度は93名、30年度は95名、令和元年度は100名、2年度は新型

コロナウイルス感染症の感染防止のため開催できませんでした。

○丸山委員

今回48名で、しかも先着順ということですから、昨年はコロナ禍でできなかったのですが、5年間の推移では、ほぼ100名参加されているということで、もう少し参加していただくような工夫というのはできなかったのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

毎年参加者の利便性を考慮して、町なかで100名程度収容できる小樽経済センターを会場にしています。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、定員の半数で開催することになりましたので、48名となったものです。

○丸山委員

昨今、コロナ禍の影響で、オンラインで様々な会議、講演会を行われることが多くなってきましたけれども、オンラインでの開催は検討されませんでしたか。

○（生活環境）男女共同参画課長

オンラインを使つての開催は、今回は予定はしていませんでしたけれども、会場の通信環境や配信機器の関係などの課題があることから、これから研究してまいりたいと思っております。

○丸山委員

コロナ禍の影響、これからどんなふうになるのかは誰にも分からないのですけれども、もう既に、コロナ禍、コロナ禍ではないということを超えて、オンラインだと距離に関係なく、様々な会議や講演会に出られるということで便利に使われる世の中になってきました。今後のオンラインでのこうした開催について、最初からといいますか、検討していただくようお願いをしておきまして、次の質問に移ります。

◎塩谷児童センターの移転について

塩谷児童センターの塩谷小学校への移転についてですけれども、放課後児童クラブの利用者が、アンケート調査をしてまとめてくれました。子供が塩谷児童センターを利用しているという保護者や、子供を連れて一緒に利用している保護者からお答えをいただいている。結果としては、明確に反対の意見を表明している方が圧倒的にこのアンケートでは多くて、しかも自由記述欄にいろいろな意見を書いていただいています。

このアンケート調査を読んでいただいている感想をお聞かせいただけますか。

○（こども未来）放課後児童課長

アンケートに寄せられた意見を読ませていただきまして、御利用されている方々のお気持ちは理解したところがあります。反対意見があれば賛成意見もございますので、それぞれの御意見を参考にした上で整理をしていきたいと考えております。

○丸山委員

賛成意見があったことは否定はいたしませんけれども、先ほども申し上げたように、このアンケートに限って言えば、反対意見が圧倒的に多かったのです。その中でも、今までの児童センターで行われていた行事だったりイベントだったり、年間で100回を超える催物や企画を行ってきたということで、そのことについて、移転後もできるのかどうかということがすごく心配されています。軽運動場でやっていたトランポリンだとか、一輪車も塩谷児童センターを利用することで、できるようになったという子供の声もあったのです。

移転後、これまでどおりの活動は維持できるのでしょうか、お答えください。

○（こども未来）放課後児童課長

建物の構造上、どうしてもできないこともあるかと思いますが、できる限り継続できるように努力していきたいと考えております。

○丸山委員

塩谷小学校に移転後の具体的な設計図なりを示していただいて、何ができて何ができなくなるのかということ、利用者にしていただいて、意見を聞く必要があると思うのですけれども、お考えを聞かせてください。

○（こども未来）放課後児童課長

現在、課題等を整理し、提供できる状態になればお示ししていきたいと考えております。

○丸山委員

以前からの議論で、小学校へ移転する際に工事をしますと。その工事にかかるお金に対して、交付金を充てたい。その交付金の申請について、今年度の7月に事前協議をすると聞いていましたけれども、これについては予定どおり行われているのでしょうか。

○（こども未来）放課後児童課長

当初の予定では、国の交付金活用のために、今年度の7月に事前協議を行う予定でありましたが、課題の整理を行う中で金額の算出等まで至らなかったということで提出はしておりません。

○丸山委員

そうすると、塩谷児童センターの塩谷小学校への今後のスケジュールというのは、どのようになっているのか、お答えいただけますか。

○（こども未来）放課後児童課長

ハード面だとかソフト面だとか課題も多く、現時点においてはお示しできるスケジュールはございませんが、今後条件が整いましたらお示しする考えであります。

○丸山委員

7月に予定していた事前協議は予定どおりにできなかったということなのですけれども、この後のスケジュールに関して、変更というのは今あるのですか。

○（こども未来）放課後児童課長

変更も含めまして、現在様々な課題を整理した中でそういったこともあり得るかと思うのですが、今の時点で変更しますという状況にはございません。

○丸山委員

先ほどもお願いしたとおり、今回アンケートを提出しているということで、利用者もこれから移転後に、何ができて何ができなくなるのか、機能はきちんと維持できるのかということがやはり一番、気になっていることなのです。それを設計図と私は言いましたけれども、その機能がどうなるのかということ、きちんと時期が来たらということになります。利用者にも示して協議を進めていただくことをお願いしたいのですが、確認のために答弁をお願いします。

○こども未来部長

先ほど、放課後児童課長からも答弁いたしましたけれども、課題を今整理しているところでございまして、我々としても、できるだけ早く利用者のために説明会とかを開けるように努力してまいりたいと思います。

ただ、今は、いつということがまだはっきり示せる段階でございませんので、もう少しお時間をいただければと思います。

○丸山委員

◎勤労女性センターの放課後児童クラブの稲穂小学校への移転について

次に、勤労女性センターの放課後児童クラブの移転についてですけれども、稲穂小学校に教室の余裕があるので放課後児童クラブを学校内に移転してほしいというのは、稲穂小学校の保護者の間でも声があったということで、この声には、結果として応えられることになったのかなと思っています。

ただ、私たちが心配するのは、移転後の広さが十分なのかということなのですが、稲穂小学校に移転後、最大何人まで登録できるのでしょうか。

○(こども未来)放課後児童課長

1人当たりの面積基準を確保いたしまして、54人の定員となります。

○丸山委員

勤労女性センターの放課後児童クラブの利用人数について、2016年度から今年度までの推移をお答えください。

○(こども未来)放課後児童課長

平成28年度は68人、29年度は77人、30年度は79人、31年度は69人、令和2年度は62人、3年度は42人となっています。

○丸山委員

6年分答えていただいたわけですが、減少傾向が続いていると。ただ、特に今年度、62人から42人に減っているのですよね。今年の4月に3年生に進級した児童の利用人数が随分と減っています。今年度3年生に上がった時点で、15人から5人に減っているのですけれども、何か特別減ったことについて考えられる理由はありますか。

○(こども未来)放課後児童課長

年度途中で退会する場合には理由を把握できますけれども、年度替わりで入会申込みを行わなかった場合には、理由の把握ができないので分かりません。

○丸山委員

私の知人に稲穂小学校に子供が通っている方がいるので、お友達とか、何かお話の中で分かることありますかと聞いたときは、やはりコロナ禍の関係で御家族がお家にいるようになったと。ということで子供はこの放課後児童クラブを使わなくて済むような状況があったのではないかとということも聞きました。そういったこともあるのかと思うのです。ただ、この状況がずっと続くのかどうかは分からないわけです。

それで、2016年度から2020年度の5年間の登録人数の平均は何人になりますか。

○(こども未来)放課後児童課長

5年間の登録人数の平均は71人となります。

○丸山委員

そうすると、今年度はがくっと減りましたけれども、やはり最大54人と先ほどお答えいただきましたので、もし増えてしまうと2部屋充てていただいたようですが、広さが足りないというようなことも起こってくるのではないかと思います。今後の推移について、どのように考えているのかということと、もし、広さが足りないということが起きた場合、どんな対応が考えられるのかということについてお答えいただけますか。

○(こども未来)放課後児童課長

これまでの実績では、平均71名という利用人数ではございますが、今後の児童推計をもって利用人数を算出しますと、児童の減少により放課後児童クラブの利用人数も減少し、定員の54名を超えることはないと思っております。

また、もしも定員を超えるような状況になった場合ですが、そういった場合には学校の別の教室の利用など、学校側に相談させていただくことで協議をしております、協力をいただける旨のお返事を受けております。

○丸山委員

最後にですけれども、勤労女性センターの放課後児童クラブを稲穂小学校に移すということについて、御利用している子供の保護者、該当者の方には、説明というのはもう済んでいらっしゃるのですか。

○(こども未来)放課後児童課長

今回の定例会終了後に、利用されている児童の保護者の方、あと現場に勤務されている職員を含めまして、丁寧

な説明を行っていく予定であります。

○丸山委員

私が知人から聞いた範囲では、小学校から勤労女性センターまでの道のりが少し心配だという声もあって、特に反対の声は聞いておりませんでした。ただ、利用している当事者、子供の中には、放課後児童クラブの取組の内容について、場所が変更になったときに何か影響があるのではないかと心配することも考えられますので、ぜひ丁寧な説明と御意見を聞いていただくということをお願いしたいと思います。

◎色内小学校跡地について

質問を変えまして、色内小学校跡地での道営住宅の建設について説明をいただきましたので、少しお聞きします。平成28年3月に色内小学校が閉校になりまして、このときの説明で、地元の方には道営住宅の建設という説明をしていたのだけでも、なかなか進まないという中で、私も何回か地元住民の方から、色内小学校跡地の活用についての質問もいただいておりました。協議は続けてきたと説明されましたので、地元の方にもそういうふうにお伝えをしてきたところですけれども、今回、道へ要望書を提出するということです。

予定として、どのくらいの規模のものが建てられるのでしょうか、お答えください。

○（建設）建築住宅課長

要望する住宅の規模について説明する前に、要望書の提出について説明させていただきます。要望書は、先月27日付でもう北海道へ提出しております。

次に、要望する住宅の規模についてですけれども、住戸数は40戸程度を要望しております。なお、今回はあくまでも要望したということですので、規模等を含めて、道営住宅建設自体が決まったということではございませんので御承知願います。

○丸山委員

一応、今後のスケジュールについてお聞かせいただけますか。

○（建設）建築住宅課長

今後の予定されたスケジュールについて説明いたします。まず、今年度につきましては、順調にいきますと10月頃に北海道へ提出した要望書についての回答が来る予定になっております。この回答をもって事業決定ということになります。その後、11月頃に付近住民対象の住民説明会を開催する予定です。令和4年度以降につきましては、4年度に北海道が道営住宅の基本設計を、本市が旧色内小学校解体工事を行い、5年度に北海道が道営住宅の実設計を行い、5年度から6年度に道営住宅が施工されます。そして、7年度に入居という想定スケジュールになっております。

○丸山委員

この要望書を提出するという説明を受けた中で、高島の道営住宅を道から譲り受けると、市営住宅になるという説明があったのですけれども、これは何戸分になるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

ただいま質問にありました事業主体変更の道営高島団地の管理戸数は64戸になります。ただし、事業主体変更自体につきましては、今回の10月の事業決定とは別なものでありまして、今後新たに要望していくと。北海道と協議し、お願いするというものでございます。

○丸山委員

まだ決定ではないということですが、64戸増えると。ただ、市営住宅の長寿命化計画というものもあると思うのです。その中では、市営住宅について、今後何十年という計画期間ありますが、増やしていくのではなくて、やはり減らしていく、それは人口が減っていくからというような理由があって、市営住宅を減らしていくという方針だと思うのです。その中で、長寿命化計画とは別に今回、道営住宅を譲り受けて、64戸増えてしまうわけですけ

れども、一貫性がないというか、そういうことが少し懸念される、気になるわけです。

そうすると、この64戸増えることは、長寿命化計画にはなかった、盛り込まれていなかったけれども、どこかの市営住宅を減らそうとか、早めに廃止しようとか、そういった心配はないのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

64戸の管理戸数が増えることについてですけれども、道営高島団地の事業主体変更により、確かに64戸分管理戸数が一時的に増えますが、現在この団地の入居世帯数は33世帯で、募集停止していることから、今後もさらに相当数の世帯数が減っていくものと予想されます。

また、この道営高島団地を含めた高島・祝津地区の市営住宅は、将来、集約、建て替えの構想がありまして、その際には、増加した道営高島団地の入居世帯数を入れてもこの地区の管理戸数全体は増加しないと考えられておりますので、道営高島団地の事業主体変更のためにほかの市営住宅の用途廃止等を行うことは考えておりません。

また、一時的に管理戸数が増えることで、もし小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の見直しが必要であるならば、見直していきたいと考えております。

○丸山委員

64戸とはいえ33世帯しかない、募集もしていないのでこれ以上増えないということですよ。

市営住宅の長寿命化計画は減少させる方針だけれども、今回、色内小学校跡地に道営住宅を造るに当たって、64戸増えてもこの計画を進めるといふことなのですよ。それで、増えるけれども別の市営住宅を減らすということではない。

ただ、見直しの必要があれば見直すというのは、それは何というか、今の段階で、今ある長寿命化計画のほかに減らすことはないかと理解して大丈夫ですか。

○（建設）建築住宅課長

先ほども答弁させていただきましたけれども、今回のこの話に出ています道営高島団地の事業主体変更のために、ほかの市営住宅の用途廃止等を行うことは考えておりません。

○（建設）山岸次長

今、道営高島団地の件で減らさないというお話だったのですけれども、実は、この要望書の中には、今、小樽駅前第一ビルの中にある稲穂改良住宅の入居者を、道営住宅で受け入れてほしいということを同時に要望しております。それは、稲穂改良住宅については、長寿命化計画の中で40戸を建て替えるという計画になっています。ただ、それが、今、道営住宅で引き受けてくれるとなると、稲穂改良住宅の建て替えという部分は減少になるというところがありますので、今回の要望がかなったときには、その辺も含めて長寿命化計画の見直しが必要になってくるというふうに考えられます。

○丸山委員

まずは、色内小学校跡地に道営住宅を建設するに当たって、高島の道営住宅を譲り受けると64戸増えると。ただ、その影響で、長寿命化計画のほかに市営住宅をさらに減らすとか、そういうことはないかと理解します。それでもって、稲穂改良住宅を建て替えて40戸にする予定という説明でした。これについては、長寿命化計画どおりに進めていくということですよ。

ただ、その建て替えに当たって、どこに建て替えるかということは決まっていなかったという今のお話でしたので、戸数だけを見れば、今ある長寿命化計画どおりに進んでいくというように理解していいですね。

○（建設）建築住宅課長

まず、この長寿命化計画における稲穂改良住宅の記述につきましては、委員おっしゃったように、まず、建て替え場所についてははっきりとうたっておりません。

管理戸数は40戸とうたっておりまして、それは算定されていますので、戸数としては市が建てるということにな

っておりますけれども、ただ、その中でははっきりと市営住宅なのか、道営住宅なのかという記述はございません。戸数としては40戸と算定していますので、それが市の市営住宅ということにはなっております。

○丸山委員

そうすると、今要望しているということですので、これが本決まりになった時点で、戸数についてもはっきりと示されるということですね。そういうことでよろしいのかどうか確認します。

○（建設）建築住宅課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○丸山委員

これについても色内小学校跡地の活用について、地域住民の方にお話をさせていただきました。こういった動きがあるよということをお話しさせていただいたところ、11月に住民説明会があるのだねと、ぜひ参加したいというお声もいただいておりますので、市民の皆さんの声も丁寧に聞きながら進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎学生のワクチン接種について

次に、代表質問で、学生のワクチン接種について配慮を求めました。受験や就職活動など特別の事情がある、いつまでに受けたいというよりも、いつ受けたいという希望がある生徒や学生がいらっしゃるのではないかと考えておまして、配慮を求めたところです。14日には、厚生労働省と文部科学省から、「地方公共団体における受験生に配慮した新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の取組事例について、お知らせします。」というような事務連絡が出ておりますけれども、この事務連絡については、小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部で把握されておりますでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

この事務連絡につきましては把握しております。

○丸山委員

この事務連絡の中で、各自治体の事例が数々紹介されておりました。もう既に夏季休業中に、受験生のために接種の機会を提供したというような自治体もありますけれども、これから小樽市ができることとして、どのようなことがあるとお考えでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

小樽市におきましては、現在、接種券も市民の皆様全てに配布いたしましたので、必ずしも優先ということではありませんけれども、12歳から15歳の方につきましては、市内の医療機関10か所での接種となりますから、そちらにワクチンをできるだけ配分させていただくということと、それ以外の医療機関につきましても、予約が取れないときには、また御相談させていただきたいというふうには思っていますが、いずれにいたしましても、9月15日に新しく土曜日、日曜日のワクチン接種の予約を今受けているところでございますが、まだまだ余裕がございますので、そちらを御利用いただけるように周知していきたいというふうには考えております。

あと、周知につきましては、小樽市としましては、昨日からフェイスブックですとかツイッター、ホームページはもとより、そのような方法も取り入れながら情報を発信し、できるだけ皆様が御利用できるようにしていきたいというふうな取組を進めているところでございます。

○丸山委員

9月15日からまた予約が大々的というか、できるようになったと。それから、土日の大規模接種も行われるということで、平日勉強しなければいけない、保護者の方もお仕事があるということですが、インターネットを使って土日の接種をしていただける体制ではあるということです。

周知についても今お答えをいただきました。通知の文書を見て、インターネットだけではなくて、コールセンタ

一にお問合せをいただくと、病院で持っている接種枠についても御案内できるというような記述があったと思うのです。インターネットだけではなくてコールセンターへのお問合せもお勧めしていたのではないかと思います。周知の際に、ツイッターとかフェイスブックを使うということでしたけれども、私は、ぜひその辺りの情報が届くように、インターネットだけではなくてコールセンターもありますよということも強調していただけるといいのかなと思うのですが、お考えを伺います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ただいま委員から御指摘がございましたが、コールセンターにおきましても市内の医療機関で、インターネット予約はしていないけれども直接御予約ができる場所がございますので、そちらの御案内も現在しておりますが、そのことにつきましても、さらに周知をさせていただきたいというふうに考えております。

○丸山委員

よろしく願いいたします。

◎PCR検査について

それから最後の項目になりますが、PCR検査について質問いたします。

現状で行政検査ができるのはどのようなケースなのかお聞かせください。

○（保健所）柴田主幹

ただいま御質問いただきました行政検査ができるものにはどのようなケースがあるのかについてでございますが、現状考えられるのは、発熱等の症状がありまして、医療機関を受診して検査するケース。また、陽性者との接触がありまして、保健所で検査対象として検査をするケース。また、現在やっております高齢者入所施設等の職員として、定期的に検査するようなケースが考えられます。

○丸山委員

その場合の費用負担はどうなっていますか。

○（保健所）柴田主幹

行政検査の費用負担につきましては、いずれも検査を受ける個人の負担はございません。医療機関を受診した場合につきましては、保険適用後の個人負担分を公費で負担するような形になりまして、国が2分の1、市が2分の1。保健所の検査につきましても、国が2分の1、市が2分の1。定期的な検査につきましても同様に、国が2分の1、市が2分の1ということでございます。

○丸山委員

国と市で半分ずつということで、市の負担というのは、半分持たなければいけないのですけれども、一般財源で市が負担しているということでしょうか。

○（保健所）柴田主幹

委員のおっしゃるとおり、市の負担につきましては一般財源となるものです。

○丸山委員

後で交付税措置というものないのでしょうか。

○（保健所）柴田主幹

交付税措置につきましてはございません。

○丸山委員

この半分を市が持たなければならないということは、かなりネックにはなると思います。それは理解しているのですけれども、検査対象については、症状があつて陽性となった。その周りの濃厚接触者に加えて、検査対象者を広げてくださっている市の対応は評価しています。東京などで第5波は自宅療養が増えまして、大変な思いをされています。その中で、やはり検査を絞られているのだなということをいろいろと情報を見ると思ひまして、それと

比べたら、随分と小樽市の場合は検査を広げてやったださっているとは思っていますけれども、ただ、代表質問でお願いをしたように、いつでも、どこでも、無料で何度でも検査をする体制というのは、今後、今議論されているワクチン・検査パッケージをもしやるのだとしたら、ワクチンを受けられない方もいるわけですから、検査でお金を取りますというわけにいかないと思うのです。

そのことを一つ申し上げておくことと、一つ確認をしたいこととして、感染者の早期発見、早期保護・隔離が、感染を最小限に抑える有効な手段だという理解でよろしいですか。お答えください。

○（保健所）次長

申し訳ありません。ただいまの丸山委員のお答えの前に、先ほど検査の費用負担についてお話がありましたけれども、交付税等の措置はございませんが、今、国から来ております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金はあります。市の負担分につきましては、その地方創生臨時交付金の算定基礎ということで、後ほど市が負担した分については、交付金が増額されてくるという算定基礎になっていますので、直接この事業に充てられるものでありませんけれども、そうした財政措置はあるということではございます。

○（保健所）健康増進課長

ただいま丸山委員から、検査での早期発見と早期隔離というものが感染拡大に有効な手段ではないかというお話だったのですけれども、おっしゃるとおり、感染症の発見と早期隔離というのは、感染症対策の基本であるというふうに私どもも思っております。ただ、それプラス、やはりふだんからの感染防止対策が何よりも大切なのかというふうに思っていて、それと、今お勧めしているワクチンということで、検査もそうですけれども、トータルで取り組んでいくことが、最終的に感染を収束させる有効な取組ではないかというふうに思っております。

○丸山委員

トータルでと今おっしゃっていただきました。その前に、検査による早期発見と早期隔離・保護も、これも感染を広げないということで有効だということ。ワクチンも含め、感染予防を含め、トータルでやるのが大事だとおっしゃっていただいたと。そのトータルの中にこの検査体制の拡充をもっと拡充してくださいというのが、いつでも、誰でも、どこでも無料で拡充してくださいというのが私の主張なわけです。それで、このまま今、感染者が減少していますけれども、これで済むというふうに思っている方は多分いらっしやらないと思いますので、この要求について、今後も少し検討をお願いして、私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

それでは、代表質問で答弁をいただいた中から、再確認したいことや、それに付随して何点か質問させていただきます。

◎ヤングケアラーについて

最初にヤングケアラーのことですけれども、ヤングケアラーの調査は小樽でも1校あったとのことでしたが、その1校の具体的調査結果の報告を受けているのかどうか、この点についてお聞きます。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

本市における具体的な調査結果につきましては、昨年12月に国から抽出された学校において、回答校や回答者が

特定されない形で集計されており、国から本市の調査結果の報告は受けておりません。

○松田委員

また、全国では長時間にわたる介護により不登校になる子供がいたという深刻な事例があったと聞いているのですけれども、小樽ではそういう事例はありましたでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

長時間にわたる介護を要因とする不登校児童・生徒の事例につきましては、各学校において不登校や不登校傾向にある児童・生徒の状況を把握するため、毎月作成する欠席状況報告書や、担任や養護教諭等との教育相談、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとのカウンセリングなどを通して、きめ細かに対応しているところであります。

なお、介護を要因とした不登校の報告は受けておりません。

○松田委員

分かりました、安心しました。

ともあれ、その子供の状況で周りが気づくのではなく、本人の話で家族のケアをしていることが分かったというのがこのケアラーの深刻な課題です。しかし、18歳未満の子供の親となると、大体30歳代から40歳代、50歳代前半くらいかと思うのですけれども、この世代は介護保険の対象でもないので福祉部門ではなかなか気づいてあげられない部分もあったのではないかと思います。

その点、学校にいる時間が長い分、教員等がいち早く気づいてあげなければなりません、プライバシーに関わることで踏み込めないこともあったと思います。そのためにも、まず教職員がヤングケアラーについて理解促進ができていないと相談にも乗れないことから、校内研修をやっていくという御答弁をいただいたのですけれども、その場合、誰が研修を担当するのかなど、具体的な取組についてお示ししていただければと思います。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

教職員のヤングケアラーについての研修につきましては、医療や福祉等の関係機関と連携し、どのような研修が実施できるのか協議してまいりたいと考えております。

○松田委員

これからということですね。

それで、今、学校のこともそうなのですけれども、一般社会においてもまだまだヤングケアラーという言葉自体があまり知られていないように思います。ダブルケアのときもそうでしたけれども、福祉部局としても問題意識を持って取り組んでいただければと思います。

東京都国分寺市では、広報誌に、こんな人がヤングケアラーです、こんな人がダブルケアラーですと具体的に例を挙げて、そして相談窓口も紹介した、そういう広報誌を作っています。小樽市でも各種相談窓口でこういったようなチラシを置くなど情報発信していただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

チラシ等による発信につきましては、関係部局と連携し、ヤングケアラー、ダブルケアラーなど、ケアに関する情報につきまして、他都市の例も参考にしてチラシの作成などにより発信を進めてまいりたいと考えております。

○松田委員

よろしく申し上げます。

私自身もこの問題について調べ始めてから、最近、矢継ぎ早での新聞報道が相次ぎ、かなり深刻なのだと改めて気づきました。一応ヤングケアラーというのが18歳までと定義されていることから、今回の全国調査は公立中学校、高等学校の調査でしたけれども、設問によってかなり結果が違ってくるのではないかと、高校生と小学生の設問が同じなのか、違うのか、聞き取り調査と文面による調査では結果が違ってくるのではないかと、このことを懸念し

ております。

愛知県や札幌市でも独自の調査を行うと聞いていますので、小樽市でも独自のアンケート調査を行うのかということをお聞きさせていただいたところ、関係者との協議等により、個別案件を把握して支援につながる方向性について検討していくという答弁でしたけれども、その際、親の年代からすると、ケアは18歳を過ぎてもその子は続いていくのではないかと思いますので、私は10歳代に限らず、20歳代の方も視野に入れて調査してほしいと思っていますのですけれども、そのことについて認識をお聞かせ願いたいと思います。

○（こども未来）次長

今後この支援の方向性を検討する際には、介護する方が18歳を超えて20歳代であっても年齢にかかわらず介護する方の課題というのが世帯全体の課題であるという認識に基づきまして、福祉や教育、我々子育て部門など、関係部局が連携しながら様々な制度や資源を活用して、それぞれの世帯を支援につなげる、そういう視点を大切にしながら取り組んでいかなければならないものと認識しているものでございます。

○松田委員

本当によろしく申し上げます。

とにかく、今調査をやっておりますけれども、調査結果が分かるのはまだまだ先のことだと思いますので、その前に手を打てることは打っていただきたい、このように要望して、この質問については終わらせていただきます。

◎障害を持つ子供がいる家族の支援について

次に、障害を持つ子供がいる家庭の支援の中から質問させていただきます。

医療的ケア児支援法の対象になる子供の人数をお聞きしたところ、13名ということでしたけれども、そのうち学齢期の子供は何人いらっしゃったのか、小学校・中学校・高等学校に分けてお答えください。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

ただいまの御質問ですけれども、小学校の特別支援学級に2名、特別支援学校の小学部に1名、特別支援学校の中学部に3名、特別支援学校の高等部に1名となっております。

なお、未就学児は6名となっております。

○松田委員

そのうち、付添いをしてくれる家族がいて、現在学校に通われている子供は何人か、これも小学校・中学校・高等学校に分けてお示ししていただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

現時点では、医療的ケアが必要な子供で、学校に保護者が付き添って通っている子供はいらっしゃらないものと確認しております。

なお、実際に通学できている子供は、特別支援学校の小学部で1名、小学校の特別支援学級で1名、特別支援学校の中学部で1名の3名いらっしゃるのでございますけれども、保護者の付添いまでは必要としていないことを確認しております。

○松田委員

今後はこの支援法によって付添い者がいなくて学校に通えない子については、市が責任を持って看護師等を配置することによって学校に通えることとなりますが、御答弁では検討会議を設置し、そこでの議論を参考にしきめ細やかな支援策とともに必要な予算や人材の確保について検討するということですが、いつから医療的ケア児は学校に通えるようになるのか、最短でも来年の4月の新年度からなのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

医療的ケア児の中には人工呼吸器を使用しているなど、外出が困難なため特別支援学校から訪問教育を受けてい

る子供もいらっしゃいますので、学校に看護師を配置する等により通学できるようになる子供については現在いらっしゃらないものです。

また、令和4年4月から小学校に入学する医療的ケアが必要な子供についても、現在のところ該当者がいないことを確認しておりますけれども、医療的ケアが必要な子供の入学に備えまして、検討会議の議論の中で必要な支援策を検討し、必要な予算や人材の確保に努めることになるものと考えております。

○松田委員

それは分かりましたけれども、今後のことですが、通える学校はその子の住んでいる学区の学校なのか、また何か所か決められた学校に通うことになるのか、そういう点についてはいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

具体的にはこれから検討することになりますけれども、必要な医療的ケアの種類や頻度、学校における受入れ体制の整備状況等を総合的に判断しまして決定されるものと考えてございます。

○松田委員

名古屋市では、医療的ケア児の家族に必要な情報を提供するために支援サイトを開設したと聞いておりますけれども、小樽市ではどのような方法でこの方たちへ情報発信をしようと考えているのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

こちらは具体的な検討はこれからになるものですが、医療的ケアを必要とする子供の保護者に個別にお知らせすることですとか、市のホームページやSNSを活用した情報提供、リーフレットの作成など、他都市の例なども参考に研究していきたいと考えております。

○松田委員

話が変わりますけれども、放課後等デイサービスが月に23日しか利用できない理由をお聞きしたところ、それは国からの原則として各月の日数から8日を控除した日数を利用の上限にする通知に従っているという御答弁でした。そもそもこの8日を控除するという理由は何なのか、その理由について御説明願います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

放課後等デイサービスでございますけれども、小学校や中学校、高等学校に通う障害児が、学校の放課後や夏季休業等の長期休暇に通いまして、集団生活を通じて療育を受けるための施設になります。

各月の日数から8日を控除することにつきましては、土曜日と日曜日は学校が休みとなりますので、1週間に2日、1か月を4週間といたしますと月に8日間は放課後等デイサービスを利用しないという考え方であると理解してございます。

○松田委員

この間も代表質問で紹介しましたけれども、障害を持つ子供がいる家族は本当に大変です。国でそう決められているからというだけではなくて、やはり何とかもう少し増やしてほしいという家族の意見が反映されていません。同じく障害を持つ子供がいる知人の友達もそのように同意見だと聞いていますので、少しでも23日以上利用できるように改善に向けて国に働きかけるなどできないかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

放課後等デイサービスの利用日数につきましては、原則として8日を控除することが定められておりますけれども、障害児の状態に鑑み、必要と判断した場合には原則の日数を超えて利用することができることも併せて示されているところでございます。このことから、月23日を超えて放課後等デイサービスを利用したいという希望があった場合には、保護者の方や放課後等デイサービスの事業者から十分に事情を確認した上で、適切に利用日数を定めてまいりたいと考えております。

なお、本市から国に向けて働きかけを行うということは、このことから考えてございません。

○松田委員

きっとその母親も安心すると思います。

それで、障害がある子供の場合は、小学校卒業後も援助を受けたい人と、援助を行う人の合意があればファミリーサポートセンターの利用が可能だという御答弁を聞きまして、それはよかったですけれども、障害の度合いにもよりますが、合意がなければ受け入れられない。つまり、個人的な契約に任されることになり、また、その知人は独り親なのですけれども、独り親の知人にとっては有料であるため大変だと言っております。こういった場合、利用料金の減免や補助制度はないのか併せて伺います。もしそういう制度がなければ、今後、減免や補助制度を設けていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

利用料の減免につきましては、現在独り親世帯等の育児負担の軽減を図るために、病気や緊急で利用する場合には利用料の助成制度を設けてございます。子供が病気ですとか緊急時の利用に限られるのですが、市民税非課税世帯、ダブルケア世帯、あと今御質問のあった独り親世帯には所得制限を設けてございません。

これらの世帯について利用料の一部を、例えば日中の時間の利用で1時間900円のところを600円で利用できるような形で制度を設けているところです。

○松田委員

あと、家族の支援のみならず、健常者の兄弟姉妹にも目がいくように、障害を持つ子供を持つ親の心に余裕が生まれる支援と、その兄弟姉妹が同じ境遇である子供たちが触れ合う機会の提供をしてほしいという要望をいたしました。それは有効であるとの答弁いただきましたけれども、小樽市として現実にその場を提供している事例はあるのかどうか、この点について最後にお聞きしたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

知的障害のある方とその家族で組織します「手をつなぐ育成会」などの保護者の会があることは承知してございますけれども、障害児の兄弟姉妹が触れ合う場の事例については把握できてございません。

今後、他都市がどのような取組をしているのか、情報収集しながら効果的な方法について研究してまいりたいと考えてございます。

○松田委員

ともあれ、何回も言いますが、障害のあるなしにかかわらず、平等に生活できる世の中にしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋（克幸）委員

◎自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に関連して

それでは昨日一般質問いたしました自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に関連して、何点か質問させていただきます。

初めに、提案、要望であります。地理情報システム、いわゆるGISについてぜひお願いしたいと思っております。建設部の方はいらっしゃいませんけれども、このGISについて簡単に結構ですので説明してください。

○（総務）木島主幹

こちらはインターネット上に地図の情報を載せておりまして、その上にレイヤーと呼ばれるようなものもあると思うのですが、いろいろな各種情報を載せて確認できるようなシステムだと認識しております。

○高橋（克幸）委員

小樽でも、もう何年も前から地図情報を載せて、都市計画課だとかいろいろな、水道局も含めてデータ整理をし

ていると受け取っております。

願いたいのは、全体方針を定めるときに、ぜひこれも検討していただきたいと思っております。その理由として、例えば建物、土地、これらを利用するとき、ここの土地はどういう用途地域なのか、工業地域なのか、住宅専用地域なのかという非常に大きな影響があります。また、前面道路が小樽市の道路の場合には市道の路線名、それから幅員、こういうものも毎回調べるために市役所の窓口に来ないと分からないわけです。用途地域も同じです。都市計画課に行って調べなければならない。市道の路線名などは用地管理課へ行って調べなければならない。水道局の排水管路とか給水管路についても、これは水道局に行かなくては分からないわけですね。税の関係で、例えば路線価ということになると税の関係に行かなくてはならないでしょうか。

札幌市や旭川市などは、全部この情報を公開しております。GISシステムということで誰でも見られるようになっているのです。ここの土地はどういう用途地域なのか、建蔽率はどういうふうになっているのか、容積率はどういうふうになっているのか。要するに建物を設計したりいろいろな計画をしたりする、土地の売買をする。そういう関連の情報を家において、事務所において、役所に来なくても全部分かるシステムになっているわけです。ぜひこれは小樽でも進めていただきたいという私の提案、要望であります、いかがでしょうか。

○(総務)木島主幹

一般的などころでお答えをさせていただきたいと思えます。まず、いろいろとこのデジタルの関係で国でも動きがございます。その中で、昨年の12月にデジタル・ガバメント実行計画というものが政府の方針でございますけれども、その中では行政サービスの100%のデジタル化というものを掲げられております。

自治体におきましては、こちら12月ですけれども、自治体DX推進計画。その中で行政が取り組むべき事柄といたしましてオープンデータの推進というものがございます。そういったこともございますので、こういったところで今委員がおっしゃっているような情報を、多分公開するとなるとホームページというのが一般的なのかとは思いますが、何を、どこまで、いつまでにというところは現状スケジュール等はございませんが、こういった方針等もございますので、少し研究させていただきたいと思っております。

○高橋(克幸)委員

誰が答えるかというところで答えは変わってくるかと思うのですが、これについては、なかなか全体方針が決まっていない中で答えづらいかと思えますけれども、この件についてはこれから追っていきたく思いますので、ぜひ皆さん、認識をしていただきたいなと思えますので、よろしく願います。

次に、昨日一般質問しましたDXの関係ですけれども、本質問でもお話ししました、進めるに当たって本当に重要な点、ベースとなる点というのは職員全体の認識共有と機運醸成であるということで、市長も同じ認識だという、そういう御答弁をいただきました。

私は大きく分けて二つ、別々に進めていただきたいなと思っている点があります。一つは、市長をはじめとした幹部職員の皆様が一つのグループです。もう一つは職員の方々、どういうグループ分けにするか分かりませんが、たくさんいらっしゃいますので、部にするのか、課にするのか分かりませんが、そういうふうやっていくというイメージをしております。

それで、では、この幹部職員の皆様に、まずどういうふうにして認識共有をしていただくか。当然、外部講師を招いていろいろな勉強会だとか、学習会だとかやっていくのだろうなと思っておりますけれども、今後の進め方について、考え方について、お示しいただきたいと思えます。

○(総務)木島主幹

DXの認識でございますけれども、こちら、昨日、本会議の再質問等でもございましたとおり、その中で昨日のうちに市長から既に、何らかの勉強会を設定することという指示を受けております。どういうふうにというところはまだ形的にはないのですけれども、まずはこういったものかというところの認識、座学になると思えますので、

外部の方にお話しいただけるかどうかということも現在調整しているところでございます。スケジュール的には現在定例会中でございますので、定例会が明けてからのどこかの日程でやっていけるようにできないかということで考えております。

○高橋（克幸）委員

何事もそうなのですが、新しいものを入れていくとなると、やはりいろいろ制約があろうでしょうし、生理的に受け入れられないという人ももしかしたらいるかもしれません。そういうことを考えると、やはり複数回、何回も何回もやっていかないとなかなか入っていかないのだろうなど私は想像しているわけです。

それで、できれば年内に数回程度、もしくはどういうスパンでやるかはあれですけれども、その辺は十分検討していただきたいと思っているのですが、この辺はいかがでしょうか。

○（総務）木島主幹

こちら市長とお話ししたときに、1回に限らず複数回必要になる場合もあるのではないかとということでお話をしているところでございますので、ただ年内に3回やります、5回やりますというところはまだ何もありませんけれども、内容等含めて検討させていただきたいと思います。

○高橋（克幸）委員

この質問をするに当たって、やはり職員の皆さんに、あ、こういう時代になってきたのだということをぜひ認識していただきたいという狙いもあって、昨日もずっと項目を設けて質問をさせていただきました。冒頭に発言したように、国ではデジタル庁ができて本格的に各省庁を超えてやっていくという体制ができましたので、そういう意味では必ずそういうものが来るのだという認識をされている方は一部いらっしゃるみたいですが、どうもお話を伺っていると他人事のように思えるような認識をされている方もいらっしゃるものですから、ぜひこういう認識を市長を先頭にして持っていただきたいと思っております。

次ですけれども、推進体制についてです。これから具体的に決めていくのでしょから、なかなか具体的なお答えはしづらいと思うのですが、あえて認識していただくために質問をしたいと思っております。

市長の御答弁では、担当部門の拡充が必要だと認識しているとお答えいただいて、次年度に向けて必要な体制を考えるということでした。ではどういうふうにしていくのかということが気になるころなのですが、私が質問で示した手順書の中に、組織としては全庁的、横断的な推進体制が必要だと。要するに司令塔の部門が必要だという認識です。私もそうだと思います。この司令塔となると、やはり市長直属だろうというイメージがあるわけですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○総務部長

組織の体制ということでございますけれども、まさに今検討をしているところでございます。市長直属というお話もありましたが、どこに置くかということも含めて考えていかなければならないと思っておりますが、いずれにいたしましても、今担当が1人ということになっておりますので、拡充は必ず必要だと考えております。組織の連携を進めていかなければならないということもございますので、ただ、職員数も限られている中でどういう体制を組めばいいのかということを含めて今検討しているところですので、来年度に向けてしっかりした体制を構築させていただきたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

これからということなのでしょからなかなか答えづらいかとは思いますが、これは私、イメージの話をしていきますので、こうでしょうということではないというように受け取ってもらって結構です。何回も言いますが、全庁的、横断的なそういう体制だということです。ですから、一部門がやればいいのかという話ではないので、そうすると全庁的に、横断的に調整できる、もしくはいろいろと渡り合っていかなければならないわけですから、そういうことを考えると、それなりの部署ということになるかと思っておりますので、当然この文書からいく

と、市長直轄のそういう組織になろうかというイメージを私は持ったわけです。総務部長はそれについてはお答えにはなりませんでしたが、私のイメージとしてはそうなのですが、総務部長のイメージとしてはどうなのでしょう。

○総務部長

委員おっしゃるとおりで、本当に全庁的、横断的に進めていかなければならないということですから、当然、市長の直下といいますか、そうなるイメージ的には総務部というイメージになるかというふうには思うのですが、総務部に置くかどこに置くのかということは、いろいろこれからの検討にはなりますが、いずれにいたしましても、市長が直接的に当然指示なりをできるような体制について考えていかなければならないというふうには思っております。

○市長

本当にこれからのことですので、具体的には全体の業務量も踏まえながら体制を考えていかなければいけないと思っているのですが、担当部門を統括するというのの一つの考え方だと思います。今、担当主幹1人で業務に当たっておりますけれども、部門としての組織をまず強化するという考え方が一つと、それから先ほど司令塔のお話がありましたが、私がいわゆるトップになった形で、職場横断的な推進本部会議だとか、あるいは対策本部会議だとか、そういったものを設けながら、全庁的、あるいは職場横断的な組織を作っていく必要があるのだらうなというふうに思っております。考えとしては、組織そのものを強化するという考え方と、会議体としての組織をしっかり持って行って、全庁的、横断的な推進を進めるという考え方になるのではないかなと。いずれにいたしましても、具体的にはこれからですけれども、しっかり考えていきたいというふうに思っております。

○高橋（克幸）委員

よろしくお話ししたいと思います。

それで、今市長からもお話あったように、部門を拡充していくということでしたので、昨日の再質問でもお話ししましたように、このDXの推進体制、推進計画を進めるという上では、とてもとても今の1人の体制では全く間に合わないと思っているわけです。人事については総務部長が仕切っているのかと思いますので、ぜひこれは要望なのですが、翌年度に体制を取るということは十分理解できますけれども、これはやはり早くに今年度、例えば今定例会が終わってからも、やはり複数人、1人でも2人でもつけていただくのが理想的かと私は思っているのですが、その辺の要望についてはいかがでしょうか。

○総務部長

現体制では、全然十分ではないということは認識しているところでございます。年度途中ということになりますと職員の異動を伴うということになってきますので、現状どこの職場も今職員がなかなか厳しい状況にあるという中で、そこに職員を引っ張ってこられるかということになりますと、なかなか年度途中は難しいという状況にはあると思います。これからは、外部からの人をどうするかということを含めて、その辺を年度内に少し検討させていただきながら、体制につきましては来年度、令和4年4月1日という形で検討を進めさせていただければというふうに思っております。

○高橋（克幸）委員

十分検討いただいて、主幹の業務があふれないようにお願いをしたいと思います。

組織については分かりました。次に人材です。昨日の質問した段階で、外部人材はどう考えていますかという、そういう問いに対して、市長からは総務省の地域活性化起業者制度を活用するのだというお話でした。

これについてはどういうふうに進めていくのか、または進んでいるのか、経過も含めて分かる範囲で結構ですのでお聞かせください。

○（総務）木島主幹

地域活性化起業人のお尋ねでございます。こちらは、まず少し制度の御案内をさせていただきたいと思っておりますけれども、幅広く地域活性化の課題に対応して、地域を興す企業人材の派遣をしていただくというもので、民間の社員の派遣を受けると。その中の対象事業の中でICT分野（デジタル人材）というものがございましたので、こちらの活用ができるのではないかとこのところがまずベースになるところでございます。

それと、この活用の検討のきっかけというのが、一つの民間企業から今年の4月にお声がけをいただきまして、こういう制度を使って、ほかのまちでデジタル化、情報化のお手伝いをしていますと。ついては小樽市でもお手伝いができると思うのでお話を聞いていただけませんかということでお話をいただきまして、その後、複数回その企業から、自分たちだったらこういうことができるよ、ああいうことができるよということで御提案をいただいて、それを受けてどのように小樽市として対応できるのかというのを今検討しているという状況でございます。

○高橋（克幸）委員

時間がないということなので、もう少しこの辺の質問をしたかったのですが、次回にしたいと思います。

RPAについても次回質問させていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。